

あなたも国民救援会へ

祝 第81回メーデー

第81回メーデーおめでとうございます。
国民救援会は1928年の創立以来、労働者と連帯して人権と民主主義の発展のためにたたかい、いまも全国各地で、不当解雇・配転・差別、過労死・労災・職業病など、人間の尊厳をかけた労働者のたたかいを支援しています。同時に、ビラを配つて不當に逮捕された言論弾圧事件や、無実の人が犯人とされた冤罪事件など100件を超える事件を支援しています。

この1年間、国公法弾圧堀越事件の一審有罪判決を跳ね返した逆転無罪判決、また冤罪事件では、足利事件の再審無罪、布川事件の再審開始、名張毒ぶどう酒事件の不當決定を取り消す差戻し決定、そして労働事件でも、国鉄1047人の採用差別事件をはじめ、人権を守るとりくみで貴重な成果と前進を勝ちとりました。多くの労働者・市民のみなさん、団体の支援が大きな力になりました。

すべての事件で勝利するためにも、ぜひあなたも国民救援会に入会ください。



会員は
こんなことを

●真実を知ります

救援新聞を読んで、事件の真実、人権と民主主義の問題を知りましょう。また、事件の記録にもとづく現地調査や事件学習に参加して事件の真実を知りましょう。

●真実を広めます

事件の真実や悪法の内容を身近な人びとに知らせ、広めましょう。事件支援の署名への理解と協力を訴えましょう。署名は、裁判所を動かし、人権と民主主義を守るうえで大事な活動です。

●会費が救援運動を支えます

会費は月600円（新聞代含む）です。入会金600円。

連絡先



日本国民救援会

〒113-8463 東京都文京区湯島2-4-4平和と労働センター
TEL 03-5842-5842 FAX 03-5842-5840
URL : <http://www.kyuenkai.org>

入会申込書

ふりがな 氏名
住 所 〒
電 話
申込日 2010年 月 日

言論 事件



ビラ配布、処罰は憲法違反 国公法弾圧堀越事件が逆転無罪

社会保険事務所職員（当時）の堀越明男さんが「しんぶん赤旗」号外を配ったことが国家公務員法（政治活動禁止）違反とされた事件で、東京高裁は3月29日、一審有罪判決を破棄し、逆転無罪判決を出した。判決は、「表現の自由」は大事なもので、休日に、職務と関係なくビラを配つたことまで処罰するのは憲法に違反するとしました。

この勝利を世田谷事件へ 5月13日、高裁で判決予定

厚生労働省職員（当時）の宇治橋真一さんも堀越さんと同じように、休日に職務と関係なく、「しんぶん赤旗」号外を配つたことが国公法違反に問われています。

5月13日に東京高裁で判決の予定です。
勝利判決めざし、裁判所へ無罪をの声を集中してください。
<要請先> ☎ 100-8933 千代田区霞が関1-1-4
東京高裁・出田孝一裁判長



人権守るとりくみが前進

全国からのご支援ありがとうございます

●布川事件で再審開始 (桜井昌司さん、杉山卓男さん)

「自白」は信用できぬ (2009年12月15日、最高裁)



●枚方冤罪事件で逆転無罪 (倉美由紀さん)

犯行の科学的説明ない (2010年3月19日、大阪高裁)

●足利事件で無罪確定 (菅家利和さん)

DNA型鑑定は誤り (2010年3月26日、宇都宮地裁)



●名張毒ぶどう酒事件で差戻し (奥西勝さん)

毒物鑑定の審理不十分 (2010年4月5日、最高裁)

..... 国民救援会は20件以上の冤罪事件を支援しています